

## 第三章 古代の箕輪

### 第一節 古代の信濃国

信濃の国ははじめは科野といい、その国名がはじめて史書に見えるのは、『古事記』上巻「国譲り」の条にある建御雷神、建御名方神の二神が力競べをし、弟の建御名方神が科野国州羽（諏訪）に逃げ、「この地をおいて他の土地には行かない」と誓約してこの地に留まつたという記事である。神話であるから何時代のことかは分からぬが、「科野」の名は、はるか古代からあつたものと推定される。

「科野」の語源については諸説があり、科の木が多く産出したからとか、級戸しなどの神が風の神であることから風の強い高原の意であるとか、級坂しなざか（階段状になつた傾斜地・河岸段丘・崖錐など）の多い国であるとかいわれているが、善光寺平には古くから埴級・更科・倉科・妻科・保科などの地名があり、その中央には篠の井（科の堰）があることから、科野という国名は、今の更埴市地方に発生したものとする説が有力であるという（『上田小県誌』）。

四、五世紀ころ地方の国々を支配していたのは、部民や私領を有していた土着の豪族たちであった。大和政権はその支配を確実にしていく過程で、それらの豪族を「県主」「国造」として支配組織の中に組み入れていった。神八井耳命の子孫意富臣おほおみは、多・太・大・意富・於布などを名のつて全国に分布した古代の雄族であったが、神八井耳命の子金弓君は欽明天皇に仕え、信濃の国造となつた。その長男は敏達天皇に仕えて他田おさだの姓を与えられ、弟は欽明天皇に仕えて金刺の姓を受け、信濃国造の家筋は他田・金刺の二系統になつたものである。国

造所在地は小県地方と推定されている。

大化の改新（六四五）により、国造・県主を首長とする国県制が廃され、新たに国司・郡司を司政者とする郡制がしきれ、それまで地方長官であった国造は、朝廷から派遣される国司にその地位をゆずることになったが、そのかわり新たに設置された郡の長官には、国造の家柄の者が選ばれた。地方豪族たる国造と国司との関係は微妙で、改新政府の当局者も在来の国造の権益を急に侵すことのないように配慮しなければならなかつたのである。

### 一 律令制下の信濃国

大化改新の政治機構は、飛鳥淨御原令（六九〇）を経て大宝二年（七〇一）施行の大宝律令を以て完成した。大宝律令は完備した基本法典として、以後四百年余にわたつて古代社会を規制するものであつたから、奈良時代から平安時代の中期までを律令制の時代とよんでいる。

大宝律令の官制は、中央政府には二宮（神祇官・太政官）、八省（中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内）と一台（彈正台）、五衛府（衛門・左右衛士・左右兵衛）を置き、地方の行政区画は国・郡・里とし、国には国司、郡には郡司、里には里長を置いて治めた。大宝令における全国は五十八国二島あり、耕地の広狭や人口の多少により、全国を大・上・中・小国の四等に分類し、信濃は上国に属した。郡は含む里の数により大（四十里）、中（三十里～四里）、下（三里）の三等とし（大化改新の詔）、里は大化以来五十戸を一里とし、五十戸未満の小里は余戸あまごといつた。里は後に郷と改められた。

## （一）信濃国の領域

全国の行政区画は五畿（山城・大和・河内・和泉・摂津）と七道（東海・東山・北陸・南海・山陽・山陰・西

海）に大区分され、信濃国は東山道に属した。東山道については六八四年（天武天皇）に、石川朝臣虫名を東山道の使者として国司・郡司および百姓の消息を巡察させ、また七〇〇年（文武天皇）に同様の記録がある（『続日本紀』）。はじめ東山道は近江・美野・飛驒・信濃・武藏・上野・下野・陸奥の八か国であったが、和銅五年（七一二）に出羽を加え、宝亀二年（七七一）には武藏を除いて東海道に加えた。

信濃国管下の郡については、『倭名類聚鈔』（『倭名抄』・九三〇年頃）や『延喜式』（九六九年施行）による外ないが、その記載は奈良時代とあまりかわらないと見られている。『延喜式』民部上によると、

信濃国上管 伊那 諏方 筑摩 安曇 更級 水内 高井 塙科 小県 佐久

右為中國

とあり、信濃国は伊那など十郡を管轄する上国で、都からの距離では中国の部に属していた。また木曾は美濃国に属し、下伊那南部の根羽村は三河国、諏訪郡の富士見町以東は甲斐の国であつた時期もあるという（『市村咸人全集』）。

## （一）信濃の国司と国府

### 1 国 司

国司は郡司の上にあつて地方諸国の政務を行なう地方長官で、クニノツカサあるいはクニノミコトモチと読むのが上代の正しいよび方である。国司は一人の人を指すのではなく、今ならさしづめ「県庁の役人」といったようなものである。『大宝令』では前述のように諸国を大・上・中・下の四等級に分け、それぞれ規模に応じて守・介・掾・目・史生等の国司を置いた。信濃国には上国三十五国中の一国として、表1・5のような国司が配された。国司の長官「守」は一国の政務を統轄して行政・司法・警察など万般のことに対応したり、「介」は守を補佐し、守の政務を代行した。「掾」は一国内の非違をただすことをおもな職務とし、また「目」が上命によつて勘案作成

第1編 原始・古代

表1・5 国司職階一覧

上國	等級
史生目録介守	職員
三人	員數
三人 一人 一人	一人 一人 一人
從八位下	從五位下 從六位上 從七位上
一町二段	二町二段 一町
六段	二町二段
二人	七人 六人 五人 四人
一分	六分 四分 三分 二分
	公廨分配法

した文書なども審査し、「史生」は目の下にあって書記及び諸雜務を行なつた。今でいうなら守は知事、介は副知事、豫は警察本部長、目は書記官、史生は書記というところである。その外、下使・使丁までを含めると、庁の人数は五百余人に及んだ。

年間の定めであつたが、その後特殊の国を除いて四年間となつて後世に及んだ。

守の権力は絶大で、一国の興廢・盛衰はその善惡によつたから、守の人選には注意をはらうとともに、俸祿を厚くして優遇し、中央の官人には原則として給与されない職分田や、その耕作にあたる事力（一年交替で上等戸の中の正丁から選んだ）が与えられた。国司に公廨稻くわいとうが分配されることになったのは、天平宝字元年（七五七）の定めからである。公廨稻とは正税の一部をさいて設置された出拳稻すいこ（租稻を人民に貸しつけて利息とともに返済させるもの）であつて、それはまず官物の未納の補填にあて、残余を国司の得分とするはずのものであつたが、国司のなかには赤字をそのままにさしおいて公廨稻を分配するものもいたから、その収入は莫大な額に達したという。また国内における空閑地を耕営して私利をはかることも国司に認められた特權であつた。国内においては、万能の権力を駆使し、合法・非法の手段によつて私富の追求が可能とあって、国司はこれを競望する者も多く、地方政治が荒廃するのは当然であつた。農民が窮乏に陥り悲惨な生活にあえいだことは、山上憶良の『貧窮問答歌』などで窺いしるところである。

2 国府

國司が政務をとる役所を国衙といい、その所在地が国府である。『倭名抄』によれば信濃国の項に「国府在筑

摩郡」と記してあるから、少なくとも平安中期のはじめ（九三〇～九四〇）ころには、国府は筑摩（今の松本市）にあつたことは確実である。しかし大化の改新によつて国司・国府が定められたころは、信濃の国府は小県郡におかれていたとするのが定説となつてゐる。その根拠の第一は、信濃国分寺が小県郡（現上田市字国分）に存在したことによる。

天平十三年（七四一）、国分寺創立時の詔勅には、「国分寺は国の華であるから、あまり人家の密集しないところや人里遠く離れているような場所はさけて、必ずよい場所を選んで建てよ。国司等はつとめて寺の整美清潔に心がけ、常に検査を怠らないようにせよ」と命令している。したがつて国分寺は、国司等の巡見や保護に便利な国府の近くを選んで建てられたのが、最も当然なことであつて、現存する国分寺と国府の位置についての研究によると、僧寺の場合、国府との距離が一里以内の国が八三%、總体として九二%が二里以内にあり、全国でその距離が三里もある国は、特殊な事情があつてのことと考へられてゐるのは一か国しかないという。つまり国分寺の近くに国府があるといふ蓋然性はきわめて高く、小県に国分寺のあることが明らかな以上、国府がその近くにあつたと想定できるわけである。

また小県の地は、前述のように大化以前には大和朝廷と関係の深かつた国造の所在した土地と推定され、国府設定には国造の所在を考えないはずではなく、その所在地に近くで協力の便を得られる場所を選んだに違いないと考えられる。さらに古代の小県は東方は東の国（関東から奥羽地方）、北方は越の国（北陸地方）に通じる交通の要衝、つまり古代東山道と古代北国道との交点にあたる地で、東国、北陸経営を最大課題とした大和朝廷が、この重要地点である小県に国府を配することは十分考えられる。『上田小県誌』では以上の理由から、大化新政治に信濃国府が小県郡にあつたことは疑いないとし、その所在地については、一志茂樹らの数年にわたる大がかりの調査研究により、現在の上田市神科台であつたと結論している。

## 二 諏訪国の置廢

『続日本紀』の養老五年（七二一）六月二十六日の条に「割信濃国、始置諏方国（信濃国を割きて、はじめて諏方国を置く）」とあり、また天平三年（七三一）三月七日の条には「廢諏方国、并信濃国（諏方国を廢して、信濃国に併す）」とある。諏訪国は分国十年にして廢国となつたが、その理由について、諏訪国は小国で経済力に乏しく、聖武天皇の代に企画された国分寺の建立が困難であつたからという説があつた。これに対し『伊那市史歴史編』で次のように推論している。「国分寺建立の発願は天平十年（七三七）で、七三八、七三九年とみる説もある。正式の詔勅は十三年に出でおり、諏訪の廢国はそれより前の天平三年（七三一）であるから、国分寺建立の困難を廢国理由とする説は成り立たない」というのであるが、これは指摘のとおりであろう。同書では「国府の小県から筑摩への移転が、廢国の因であろう」としている。その根拠は和銅六年（七一二）に吉蘇（木曾）谷を縦貫する道が開かれ、筑摩が木曾路から越の国へ連絡する道の重要な分岐点となり、そのため信濃国府の所在地は小県より筑摩が適地とされて国府の移転となつた。その時期を諏訪廢国のことと考え、信濃国を中心に国府が置かれたことにより、諏訪国の存続理由がなくなり姿を消したという。同書でも問題は国分寺、同尼寺の所在地であるとしているが、信濃国分寺跡が上田にあることは確かで、その建立年代は天平勝宝二年（七五〇）頃とされている。七三〇年の諏訪廢国の原因が国府の移転にあつたとすれば、その頃には国府は筑摩に移つたものとみるべきであるが、松本市教育委員会の国府跡（松本市惣社）の発掘調査報告書によれば、ほとんどすべての出土遺物が平安時代のものである。とすれば国府の移転は上田国分寺建立よりのちの奈良末期か平安初期と考えられ、諏訪廢国理由については、まだ問題の残るところである。

諏訪国領域は、異説もあるが諏訪・伊那・筑摩・安曇の南信地方とするのが大方の一一致するところで、国府の所在地については、諏訪下社付近、松本市東郊などの説がある。

## 第二節 古代の伊那郡

大化の改新によって、信濃国にどのような郡・里がおかれたかは不明である。伊那郡の名が史料に最初にあらわれるのは、天平十年（七三八）の「信濃國伊那郡小村郷交易布一段」（正倉院御物）という麻布に記された墨書銘で、これにより奈良時代に伊那郡と小村郷が存在したことは動かぬ事実である。

伊那という地名については、恵那の転化とする説がある。古代大和朝廷の東国発展路に沿って、恵那山をはさんで西に恵那郡、東に伊那郡があり、恵那山を象徴とする両地を通じて恵那であったものが、後転化して山の東を伊那とよぶようになったというのである。そのほか盆地中央の天竜川に沿う平坦部は、稲のよく繁茂するのに因んで稻野・稻谷などといったのが地名となつたという説や、天竜川中流地方の開拓者であつたと想像される猪名部氏によるもの、アイヌ語の「いなをかるうし」によるなどの説がある（『市村咸人全集』第一巻）。

### 一 伊那郡の郡域と郷

#### （一）諏訪・伊那の郡境

古代の伊那郡はおよそ現在の上・下伊那を合わせた地域であったが、平安時代の末頃までは、上伊那北部は諏訪郡に属していた。諏訪と伊那の郡境は、天竜川東については後述のように<sup>てら</sup>良郷が諏訪郡で、南接する福智郷が伊那郡であることから、三峰川が郡境であることには異論がない。天竜西において古代伊那郡の最北に在つたのは小村郷であったと考えられるから、その北限がどこであるかによつて郡境が定まるわけである。小村郷の位置については諸説があるが、なかで有力なのは、北は伊那市小沢川から宮田を含めた地域であろうとする説で、その根拠は伊那市に「室」（むろ）という地名があり、これは「小村」郷の残存地名で、「小村」→「小室」→

「室」になつたという見解にたつものである。松崎岩夫は『伊那地方の地名』において、「むろ」という地名は箕輪遺跡の御室田、高遠町山室など、そのほか全国に数多くあり、小村郷と「室」の地名との結びつきは極めて弱いとし、前記正倉院御物麻布に書かれている小村郷は麻の産地と考え、宮田村は古来より上質の麻の産地で、毎年朝廷用の麻布を生産し貢納していた（『知信記』保延二年）ことから、天平ころの小村郷は宮田を中心にして、西春近から北は小沢川あたりまでを境としていたという見解を示している。論拠は異なるが小沢川を郡境とする点では一致している。

小沢川郡境説に対し、赤穂と宮田の間を流れる大田切川とする説がある。その原拠となつた文献は室町時代に書かれた『諏訪大明神絵詞』で、坂上田村磨呂が東北地方遠征（九七九）の途中「信州ニ至リ給シ時伊那郡ト諏訪トノ堺ニ大田切ト云所ニテ……」や、『同絵詞縁起』にある「白河院ノ御宇……郡ノ境大田切ニ至マデ……」などの記事によるものであるが、絵詞による大田切川郡境説は、諏訪神の由緒を物語る神がかり的な伝承に基づくもので、史実としてはとれないという見解がある（『市村咸人全集』第一巻）。同氏はまた、伊那廻湛<sup>まわりたなえ</sup>神事において、諏訪神社神使の一行が川東は三峰川以南、川西は小沢川以南の郷村を回わらない事実からも、諏訪・伊那の郡境が大田切川でなかつた有力な証拠だとし、また境界線を東は三峰川、西を大田切川と仮定した場合、竜西のみが二里余も南方へはみ出した形となつて、地域的に見て不自然な境界線となり、三峰川・小沢川を結ぶ一線こそが自然の郡境であつたと結論している。三峰川・小沢川郡境説が動かぬところであろう。

現上伊那北部が伊那郡に編入された年代ははつきりしないが、嘉曆四年（一三二九）三月の『諏訪上社大宮御造營之目録』に外垣・玉垣造營役として松島・大井豆（大出）・上古田・笠原（美篶）・御園など、後述のように『倭名抄』で諏訪郡のうちにあつた村々が伊那郡の部に記されていることから、鎌倉末期には諏訪から離れて伊那郡になつたと推定される。

## (二) 伊那郡の郷

大宝令の施行から十三年後の靈龜元年(七一五)に「里」を「郷」と改め、同時に郷の下に里を置いた。里は郷を構成する下部単位で、諸国の『風土記』では郷は大体二里～三里から成っていた。郷名の出ている最古の文献史料は『倭名抄』で、それによれば伊那・諏訪郡の郷は次のとおりである。

伊那郡	輔衆	伴野 <small>(土毛野)</small>	麻績 <small>(乎美)</small>	福智 <small>(布久知)</small>	小村 <small>(乎無良)</small>
諏訪郡	土武 <small>(土無)</small>	佐補 <small>(左布)</small>	美和	桑原 <small>(久波波良)</small>	神戸
					山鹿 <small>(也末加)</small>
					豆良

右のうち当町に關係するのは諏訪郡の佐補・美和の両郷である。

**佐補郷・美和郷** 佐補(左布)は「さわ」に通じ、「沢」村落は佐補の残存地名というのが定説になっている。深沢山から発して天竜川に注ぐ深沢川の沿岸には、東山道の深沢駅があった。沢村落と深沢駅を含め、天竜川右岸の上伊那北部一帯が佐補郡であったと推定されている。

美和郷は佐補郷に南接し、大体現箕輪町の地域であったといわれている。美和は建御名方命の末孫神氏のいた所で、諏訪湖南の小坂・有賀・真志野などの地を美和郷とする説もあるが、前者の方が有力である。笠原政市は南箕輪村北殿と南殿の堀に「みわ」という地字が残つており、これは古代美和郷の残存地名であるといつてはいる。美和郷の南限は、小沢川で小村郷に接していたと考えられる。

**伊那郡の郡司と郡家** 郡を統治する郡司は郡の等級によって定めがあり、下の郡である伊那郡の場合は大領・少領・主帳の三人で、それ

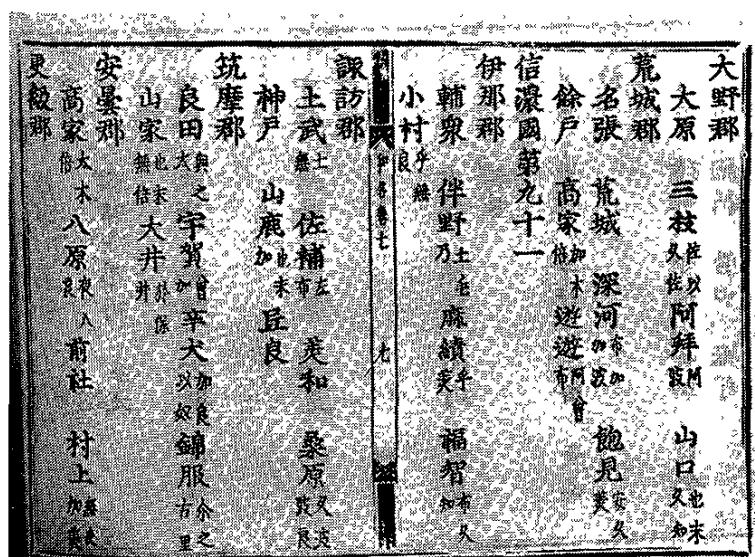


写真1・105 『倭名類聚鈔』(関係分)

ぞれ職分田が給された。郡司の下には郡書生ほか八十人ほどの雑員がいた。政府の所在地を郡衙(郡家)といい、座光寺(恒川)にあつたと推量されている。郡司の大領・少領には旧制の国造の系統をひいた地方豪族が任ぜられ、伊那郡司の大領には信濃の国造族である外従五位下金刺舎人八麻呂のみがわかっている。

### 第三節 古代農民の負担

奈良・平安時代の住居址は、竜西では河岸段丘上の至るところに発見され、竜東でも澄心寺下遺跡そのほか、また箕輪ダム建設に伴う発掘調査により、長岡新田から平安時代の住居址も発見されている。中央道開設工事に先だって行なわれた大出の中道遺跡の発掘では、七十近い住居址が確認され、いずれも竪穴式住居であった。家の規模は大小さまざままで、また出土遺物から貧富の差があつたことが窺われる。付近一帯にはなお多くの住居址の埋蔵されていることが確実で、かなり大きな集落があつたものとみられている。

そこに居住した古代農民にも種々の税負担が課せられた。「信濃国ないし伊那郡の農民負担」(『市村咸人全集』第一巻)により古代税制について略記する。

**田租** 農民の負わされた賦課には、大別して租・調・庸の三つがあり、その第一は口分田に課せられる田租で、その率は穫稻の十分の三であった。ほかに乘田(律令制下、口分田・位田・職田などを除いた残りの田で、国司の管理下で賃租經營された)に課せられた地子、また貧民に給するために設けられた正倉に稻穀を醸出する雜稅もあつた。

**出拳** 天平以来稻穀に利子をつけて百姓に貸し出す制で、その五割(三割のことわざ)の利稻をもつて官衙の経営費に充てるものであつた。出拳は稻を貸すことが本来の趣旨であったが、実は強制的に貸し付けるものであつたから、事實上は正租と変わらず、しかもその利子は五割という高率であつたから、出拳制度は農民の負

### 第3章 古代の箕輪

表1・6 信濃国・伊那郡調庸物表(1)

『賦役令諸国貢献物』中より推定選出（奈良時代）

品		目	所拠
(種別)			
調	正 調	絹絶 糸 布 螺。魚楚割 沢蒜 嶋蒜	賦役令
	雜 物	紫 茜 黄蓮 熟麻 麻 黄蘖 木賊 胡麻ノ油	同
	副 物	麻子ノ油 荘ノ油 猪油 脑 漆 山薑 機 紙 .筐柳 席 苛 鹿角 鳥羽 。砥 簗 樽 薦	同
庸	布		同

。印 伊那郡に産出せず。

表1・7 信濃国・伊那郡調庸物表(2)

『延喜式』等に信濃国供進と明記するもの（平安時代）

供進官庁	品	目	所拠
神祇官	純 綿 絲 五色薄絶 綿 麻 墓料薦 布 梓弓 熊皮 猪膏 楚割鮎 芥子 調布		延喜式 小野宮年中行事
中務省			
内蔵寮	零羊角 櫛子 密 蘇 石硫黃 紫草		
内匠寮	牛皮 鹿皮 熟麻 信濃布		延喜式
民部省	蘇 筆 零羊角 木賊 樺皮 商布 熟麻 履牛 皮 鹿皮 洗皮 紫草 細貫蕷 円長猪脂 櫛子		太政官符
主計寮	石硫黃 純 絹 鹿絲 布 紺布 縹布 紺革 商布 洗布 紙 紅花 麻子 芥子 猪膏 脼 雉腊 。鮎楚割 永頭 背腸 。鮎子		延喜式 正倉院調布銘
兵部省	梓弓 甲 橫刀 征箭 胡鎗		統日本紀 扶桑略記 日本三代実録 延喜式
宮内省	梨子 干棗 姫胡桃子 。楚割鮎		
内膳司	梨子 干棗 姫胡桃子 。楚割鮎 大棗 胡桃子 信濃麻		延喜式 延喜式
典藥寮	黄蓮 細辛 白朮 藍漆 大黃 女青 蘭茹 干地黃 附子 蜀椒 蕤夷 石硫黃 熊胆 鹿茸 枸杞 杏仁 大棗		延喜式

穀倉院 藏人所 (不明)	信濃布 鴨頭移 赤土 桑糸 商布 調布 庸布 租穀 濃袴	権記 朝野群載 政事要略 中右記 台記 造興福寺記
--------------------	------------------------------------	--

。印 伊那郡に産出せず。

(『市村咸人全集』第一巻所収)

担を一層過重なものにした。

**調** 調は郷土に産する品物を納めるもので、布・絹糸・綿(真綿)を正調、それ以外の螺・楚割鮭の類を雜物といい、鹿角・漆・胡麻油などの副物そわぐものもあった。雜物・副物は平安以後は中男作物と改称され、これには原料のままのものと、多少加工したものとがあった。これら調のうちに表1・6・7のように信濃ないし伊那の特産物が数えられ、当時におけるこの地の産業状態を窺いしことができる。

調の負担義務者は正丁せいてい(二十一～六十歳の公民男子)・次丁じてい(六十一～六十五歳まで公民男子)・中男ちゅうなん(十七～二十歳の公民男子)で、これを課口かこうといい、女子・高齢者・廢病者には課せられなかつた。

**庸** 庸はすなわち徭役で、都の朝廷または国・郡に出向いて労務に服するのが原則であった。布を以て代納することが認められていたから、旅行の困難な當時にあつては、布で納めるのが普通であった。これを庸布といい、調の場合は調庸布といい、合わせて調庸布といった。遙役にはその他に兵士・衛士・健児・防人・妥女などがあり、実役で代納は許されなかつた。

口分田に課せられる租穀は、郡家の正倉に貯えられて地方の経費に充てられ、中央政府の財源は調に依存したので、庸布とあわせて大量の調庸布が都に輸送された。その運搬は納税者の負担であつたから、峠路を運ばねばならない信濃人の難渋は想像以上であつた。

## 第四節 伊那郡の人口と耕地

### 一 伊那郡の人口

奈良・平安時代の信濃国伊那郡の人口を明らかにすることは、戸籍帳簿が残っていないので極めて難事であるが、諸国の人口と出拳稻が比例関係にあることに着目して算出した信濃国の人団(『奈良時代の民政經濟の数的研究』沢田吾一著)、九万八四〇〇人(弘仁稻より)と十万五千百人(延喜稻)を平均した一〇万一七五〇人を基礎にして市村咸人は次のように伊那郡の人口を推算している。

郷数	人口	平均郷別人口
六六	一〇一、七五〇	一、五四二

信濃六十六郷中伊那郡は五郷であるから、当時の伊那郡の人口はおよそ七、七一〇人であったことになる。近世の伊那郡は、それに諏訪郡の佐補・美和・亘良の三郷を加えた八郷であつたから、その分を加えて一二、三三六人になるというわけである。

令制によると何れの国においても、一郷の戸数は一定の五〇戸であつたが、一戸の人口は必ずしも一定せず、二、三〇人から百人にあまる戸があつた。このように一郷の戸数は一定していても、戸内の人団にはそれぞれ差異があつたから、前掲の一郷の人口は機械的な平均値であつて、それをもとに算出した伊那郡の推定人口はごく概数であるが、史料の残っていない信濃国において、これ以上正確な人口を望むことは無理である。

### 二 伊那郡の田籍と穫米

算出法については省略するが、和銅年間の信濃国及び伊那郡の田籍(面積)と穫米(収穫高)は表1・8のよ

表1・8 信濃国及び伊那郡田籍・穫米古今比較表

	時 代	田 籍	穫 米
信 濃 国	和 銅	390,088段 〔 370,906〕	313,724斛
	現 時	690,590反	2,351,800石
伊 那 郡	和 銅 （伊那郡五郷諏訪郡の内三郷）	37,464段 〔44,957〕	23,767斛
	現 時 (上・下伊那郡)	102,363反	334,717石

1 和銅租法一段は360歩 現時は300歩

〔 〕内は現時の反別 段以下は切り捨て

2 穫米の計量は京升による石以下切り捨て

3 現時の田籍・穫米は農林省長野統計調査事務所の統計（昭和32年）による。

（『市村咸人全集』第一巻所収）

うである。伊那八郷中には諏訪の佐補・美和・亘良の三郷が加わっている。

表によつて古代と現代とを比較してみると、田籍においては信濃全国では約一・九倍、上、下伊那郡では約二・三倍、穫米においては信濃全国では約七倍、現上、下伊那郡では約十四倍となつてゐる。これにより古代伊那郡八郷は、田の面積では信濃国の平均並であつたが、反当収量では和銅年間においては、信濃国の平均反収より四割方落ちており、当時の伊那郡は生産の低い地域であつたことがわかる。和銅から現時（昭和三十二年）までの開田率において、伊那郡が信濃国の中位を凌駕しているのは、昭和初期に始まつた約一二〇〇町歩に及ぶ西天竜の開田が大きく影響していると考えられる。

## 第五節 古代の箕輪

### 一 路 原 庄

律令体制の崩壊により生じた土地を主体とする大規模な私的所有地を莊園といい、この発達を大きく促したのは政府の墾田政策であった。

養老七年（七二三）、政府は口分田の不足を緩和する目的で「三世一身法」を発して開墾を奨励したが、期待し

た効果があがらなかつたので、天平十五年（七四三）になると開墾地の永久私有を認める「墾田永世私財法」を発布するに至つた。これはより徹底した開墾奨励策であつたが、口分田の緩和という目的からは逸脱し、土地国有制度を根底から動搖させるものであった。そこで政府は七五六には一時開墾を禁じたが、数年後には再び開墾を許したため、有力な寺社や中央貴族、また皇室自身も諸国に勅旨田の名のもとに、広大な墾田を経営するようになつた。都から遠い地方に勢力を持つていた豪族や、国司でそのまま地方に土着してしまつた役人なども、その権勢にものをいわせて多くの土地を開発し、実質的にこれを支配した。こうして荘園が全国にわたつて著しく発達したのは、平安末期の十一、十二世紀であつた。

伊那地方の荘園を記載した文献に『吾妻鏡』がある。平氏一門が壇の浦に滅亡した翌年の文治二年（一一八六）三月十二日の条に「また関東御知行の国々の内、乃貢未済の庄々、下家司等を召し、注文を下さる。催促を加へたまうべきの由云々」とある。これは荘園領家に納める年貢が滞っていることから、後白河法皇が兵馬の実権を握つた頼朝に、その納入の催促を命じたものである。それによると伊那郡関係は次のようになつてゐる。

伊賀良庄 （尊勝寺領）  
落原庄 （殿下領）

伴野庄 （上西門院領）  
黒河内、藤沢 （諏訪上下社領）

郡戸庄 （殿下領）  
江儀遠山庄・大河原鹿塩 （領家不明）

伊那にはこのほかに「春近庄」があつた。春近庄は信濃国及び全国各地に散在し、その性格は荘園であるか公領であるかはつきりしないといふ（『上伊那誌歴史篇』・『伊那市史歴史編』）。

「落原庄」は「露原庄」の誤記であるといわれる。吾妻鏡にのつている「殿下 落原」の殿下は殿下領の意味で、殿家とは当時の摂政近衛基通の尊称であるから、落原庄は近衛家領の荘園であつたことがわかる。近衛家は三十六か国に一七二か所の荘園をもつており、そのうちの一つである落原庄が、何かの理由で近衛家に年貢を滞納して催促をうけたのである。この落原庄はもとは中宮領であった。建長五年（一二五三）十月の『近衛家所領

目録』に、

信濃国  
落原庄 姉小路中納言

篤子中宮領内

とあり、後三条天皇の皇女で、後に堀河天皇の中宮となつた篤子内親王（一一四年歿）から伝領されたものであつて、その領家は姉小路中納言であつたことがわかる。落原庄の成立年代は詳かでないが、堀川中宮領は全国に七か所あり、その成立は十二世紀以前であるといわれている。

落原庄に関する現地最古の史料は、北小河内無量寺の平安時代末期の作と推定される阿弥陀如来像の体内墨書き、像の膝裏に次の修理銘がある。

信州伊那郡落原庄小河内無量寺

□光修理仕候同小僧阿本房大僧□右京左京

干時享徳四年乙亥十月上旬 小僧子熊子

享徳四年（一四五五）は建長五年からは二百年も後の室町時代の中頃であるが、とにかくこれが落原庄に関する現地最古の記録である。それほどに鎌倉時代の地方の史料は乏しいのであるが、この墨書きによつて伊那郡に落原庄のあつたことは確かである。

落原庄の領域は明らかでないが、古代の美和郷、近世の箕輪領の地域とほぼ一致しているのではないかというのが大方の諸家の見解である。現辰野町には宮所・平井亘・立野・小野などの牧があり、前記『吾妻鏡』の「乃貢未済り庄々」に落原庄などとともに記載されていることから、落原庄の北限は辰野町に接していたことは確かである。南には春近領があり、現伊那市西春近、東春近、富県以南がその故地であつたから（『伊那市史』歴史編）春近領に接し、境界は小黒川か小沢川と考えられる。天竜川東は笠原御牧が現六道原全域で、天竜川の第一

段丘の縁までを占めていたとすれば、天竜川東側では現箕輪町の最南端ということになり、笠原御牧が現美すず地区のみとすれば三峰川までが範囲となるわけである。

落原庄についてはこれが消滅した後も、近世史料においてさえも伯耆原・篠原などのあて字を用いたものを散見するが、その語原は落の和名「ふふき」から転訛したものではないかという説がある（『伊那温知集』）。

落原庄を使用した現地史料を、年代順に列挙すれば次のとおりである。

「信州伊那郡落原庄小河内無量寺」 享徳四年（一四五五）北小河内無量寺阿弥陀如来像の修理銘

「伊那郡宝喜原庄大井戸郷」 天文二十四年（一五五四）辰野町羽場手長明神棟札

「伊那郡落原庄大井戸郷」 弘治四年（一五六八）大出高橋権現棟札

「伊那郡荷原庄大井戸郷」 永禄十二年（一五六九）大出熊野三所大権現棟札

「伊那郡宝喜原庄樋口郷」 寛永四年（一六二七）辰野町樋口山際八幡棟札

「伊那郡落原庄長岡郷」 寛永十七年（一六四〇）長岡神社棟札

落原庄は平安時代より後には、かなり拡大されたようであるが、近世に至っても何故諸所でこの庄号を乱用したかわからない。落原庄の顛末には詳でないが、室町時代からこの地に勢力をのばしてきた藤沢谷の藤沢氏に併呑されたようである（『上伊那誌歴史篇』）。

## 第六節 東山道と深沢駅

### 一 古代東山道

先史・原始の昔より「みち」は人間の生活と密着したものであり、それぞれの時代にその利用において意味をもつてゐる。けものや魚を取るために踏み分け付けられた道、集落と集落とを結ぶ道もあり、また石器製作に適した石（黒曜石、ケイ岩 等）を採取するためにつけられた道もあつたと考えられる。

弥生時代を経て大和政権の萌芽期になり、大和朝廷として形成されるまでは、地方を武力で統一する必要があつた。この頃は軍事的な目的で道が主に使用されている。この時代（六・七世紀）において信濃を通る主要道（古代東山道）はどこを通っていたのであらうか。まず都のあつた大和地方を出、美濃から木曽川をさかのぼり、中津川から神坂峠（信濃坂）をこえて伊那谷に入り、天竜川の右岸を北上し、やがて天竜川を東へ渡つて（この渡河の位置については諸説がある）藤沢川の谷に入り、杖突峠を越え諏訪に通じたとしている。道はこれから小県郡の大門峠へ上り、雨境峠を経て佐久に抜け千曲川を渡つて入山峠（古代の碓氷峠）を越えて関東へ通じていた。この経路にあたるいくつかの峠からは、石製模造品の鏡や玉・剣等が発掘されている。これらの祭祀品を峠の神に捧げて旅の安全を祈つたものであらうと想像される。これは万葉集の卷二〇に埴科郡神人部忍男が「ちはやぶる神のみ坂に幣まつり斎ふ命は母父おもぢちがため」と詠んだ歌の「幣」に当るものであらう。古代における主要道はこのような道筋であらうと推察されている。これによると北上した道は、宮田附近で天竜川を東に渡つてあるため、箕輪の地には達していない。しかいざれにしても決定的でない道筋であるため、今後共に研究の余地が十分に残されている。

## 二 延喜の東山道

六世紀の終りころ、日本は律令制国家としての形がほぼ整つたと考えられている。これに伴い中央政府は、地方との交通・連絡・通信のために駅制の制度を急いで設置し、これを整える必要があった。大化より大宝に至る五十余年間は、全体的に内容がまだ整わなかつたが、大宝律令の制定のころ（七〇一）から延暦のころ（七八二）には、ほぼその完成の域に達したと考えられている。

この制度が与えられた官道は全国に七つ開かれ、交通量の多少により、大路・中路・小路の三等に分かれていた。またこの道からは国府や郡家に至る支道も分けられている。これ等の道は、一定の間隔ごとに駅家を置くことになつており、駅家の間隔は三〇里（後世の五里、 $10\text{ km}$ に当る）が原則であるが、地勢が険しい場所や水に乏しい所は適宜その距離を増減してもよいことになつていた。また各駅家常備の駅馬は、令制に大路二〇疋、中

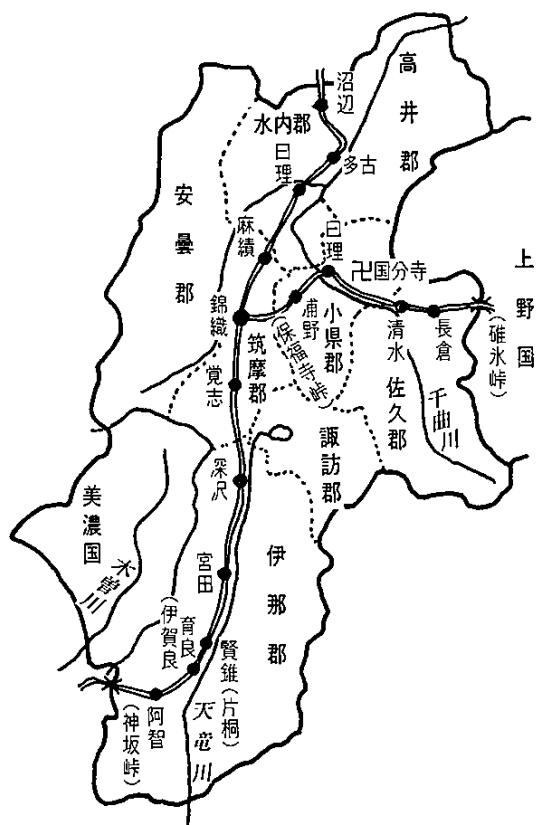


図1・212 東山道推定路線

路一〇疋、小路五疋と規定してあるが、実状に応じてその数には増減があつた。これ等のことは主として廐牧令による。このようにして形の整つた東山道の道筋はどのように通つていたのであらうか。十世紀の初頭、延喜年間（九〇一～）から延長年間（九二三～）にかけて成立した「延喜式」中の「兵部省」の部に、東山道の通過地点は次のように記されている。都を発した道は近江（滋賀県）の勢多を初駅として、美濃（岐阜県）を経て神坂峠を越え、信濃国伊那谷へ入る。それから伊

第五駅、阿知・育良・賢錐・宮田・深沢を通り善知鳥峠から松本平に出て、覚志・綿織の二駅を過ぎ、保福寺峠を越し、浦野・日理の駅を通って国府に至り、さらに佐久郡清水・長倉の駅を通過し碓氷峠越しに上野国（群馬県）に下り、下野国（栃木県）を通って陸奥の国に達している。なお錦織駅附近から出た支線は北陸道に通じていた。これが信濃国の通過駅の概略である。

### 三 駅家の機構

東山道は、古代律令国家が東方に発展するための大動脈であり、この道を通して中央の政治・文化・宗教などが信濃国にも流れ込んできたのである。そして信濃国からは多くの貢物や馬などが都に送られたのである。中央政権によって計画設置された駅制の主目的は迅速な官用通信であるところから、官道は駅馬の交通に最も適するよう配慮されていたと考えられる。

駅家の組織や機能はどのようなものであつたろうか。律令によつて制定されているこれ等について諸書による内容をまとめてみる。

駅家は駅と同意味に用いられている。駅家では人馬を繼ぎ立て宿と食とを供給するが、この駅家には駅長が任命された。駅長は駅戸中から才幹ある者が出来られ、終身の任であつた。その執務場所として駅舎があつた。そこに常備する最も中心的なものとして駅馬があり、これは駅の重要度に応じて数が決められていた。中路の普通駅としての深沢駅には、當時一〇疋の駅馬が用意されていたことになる。また駅戸から出された駅子は交通労務者で、官使の先導をしたり駅馬をひいて帰つてくるような労働を行なつた。また後には都へ貢上する荷物などを運ぶ義務も負わされるようになる。なお駅子は徭役を免除された。

駅家の費用は駅田から集穀される駅稻をもつて当てられ、駅田は駅戸によつて耕作されていた。中路の駅家の駅田は三〇〇a（三町歩）であった。このような労働をする駅子はかなりの人数になつたものと推定される。一

説には一駅に平均二、三〇人の駅子であったといわれており、この人数を出すことの出来る聚落は相当な大きさである。駅には宿舎をはじめ、官人の休泊設備や、その他駅稲や、馬の糧を貯蔵する倉庫、馬を飼う廐など、それ等の施設はかなりの数になったものと推定される。また駅戸の住居、駅馬の牧草地などが近くになくてはならないため、一帯は生産力のある、地形的に恵まれた場所が選ばれなければならなかつた。

#### 四 箕輪付近の駅路

##### (1) 道筋に関する諸説

伊那谷に入つて天竜川を北上した路筋はどのように進んだのであらうか。宮田の駅（この駅址についても諸説がある）から深沢の駅に達する道筋について、大別して三通りの説が考えられている。

##### 1 上 段 説（県道与地辰野線に沿う西部山麓通過筋）

宮田駅からの道筋は山麓寄りのコースで、諏訪形・小出を通り小黒川を渡り、大坊から上小沢・中ノ原・戸戸・梨ノ木を経て、羽広・吹上を過ぎ、富田・上古田を通つて駅址推定地の下古田に通じる道筋である。

##### 2 中 段 説（現在の春日街道筋）

この道筋は春日街道に沿うもので、宮田駅から北行し、小出を経て小黒川・小沢川を渡つて沢尻に出る。南箕輪村に入り、大泉から直進して松島春日町を経て深沢川を渡り、大出村落内において現在の三州街道と接している。

##### 3 下 段 説（現在の国道に沿う道筋）

この道筋は現国道に沿うもので、それは大坊から上荒井を抜けて今泉を通り、山寺・御園・神子柴・田畠・南殿・北殿さらに木下・松島を経て深沢川に達するものである。

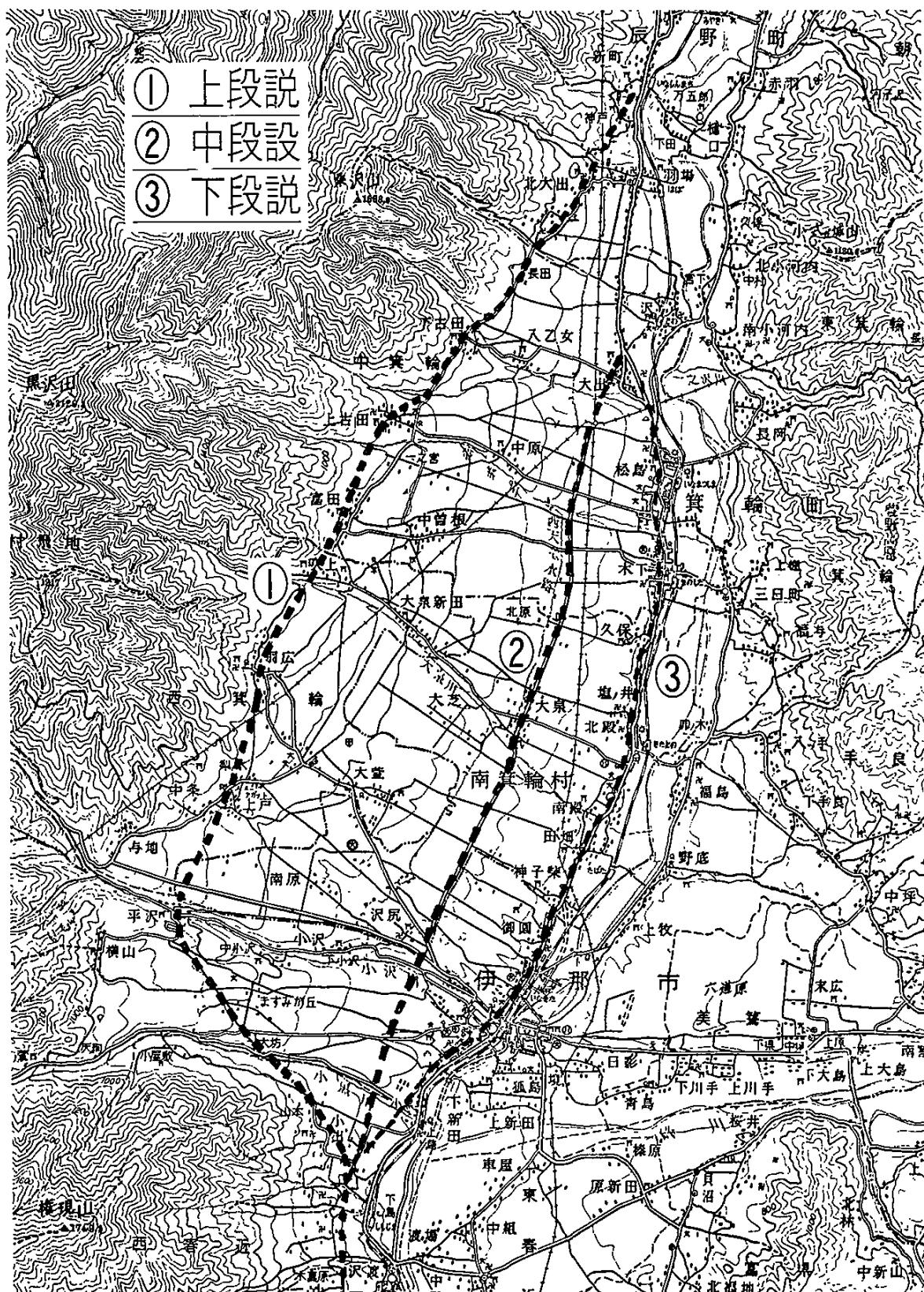


図1・213 宮田～深沢駅間駅路の三説

## （二）各道筋の考察

前述の三路線を宮田駅・深沢駅両駅間の距離、地形（渡河地点、湧水）、考古学的に（通過付近の遺跡、遺物）および地名のうちから考察してみる。

### 1 両駅間の距離について

通常の場合における両駅間の距離は五里（現在の20km前後）と定められており、これが基本となつていて。上段筋における両駅間の距離は道の曲折、起伏が多いため、26km前後になると思われる。

次に中段筋は、かなり直線的な部分が多く、約20km前後である。下段筋は約21km程度になる（この中段下段における深沢駅址推定地は、大出付近として算出した）。以上三路線の距離においては、上段と中段とでは数kmの差ができる。ここで駅制の路線計画における基本的な考えに戻ると、それは「連絡路たる駅路はできるだけ迅速を要求され、それ故、路は沿道事情の許す限り直線に近づける努力をした」とある。この見解だけからみれば、中段筋は合理的なように思われる。

### 2 地 形（渡河地点、湧水）

宮田駅から北行する山麓寄りコースの上段筋は、小出附近において北西寄りに道を変え、小黒川・小沢川を渡る。この川を渡る周辺は西に向う感じであり、その標高差は二百m程度である。この山麓寄りのコースは起伏が多く、傾斜面を横切るようなコースが多く、ここを早馬が疾駆するには難路である。この間（吹上・富田・上古田）はむしろ村落下の道筋の方が地形的には楽であろう。

次に中段筋の地形は、現春日街道筋を想像すれば、ほぼ良いわけである。全体的には平地でコースも直線に近いので、馬の走破は容易であったと考えられる。

次に下段筋であるが、この道筋は二つに分けて考えられると思うのである。一つは河岸段丘上（洪積層）の突

端に設定するコースと、段丘下の現国道沿いのコースである。河岸段丘上の地形は全体的にはほぼ平坦であるが、小規模な開析状の窪地が多く、それもかなりの深さのものもある。そのためこの道筋を設定することは地形的に見て難しい。一方段丘下のコースは天竜川沖積面ないし、第二段丘面である。全体的には平坦な地形であるが、何か所か天竜川の氾濫の危険にさらされることが予測される。設定方法によつては考えられるコースである。

次に各道筋における渡河地点について考えたが、両駅間において東流する小河川は八筋を数える。これ等の川は流路が八～一五km前後で平常時の水量は少ない。渡河の位置がコース決定上大きな要因と考えられているが、東海道における天竜川や大井川の渡河や、大田切川等の田切地形ならば当然それは重要な問題であつたろうが、両駅間における小河川などはそれ等とは比較にならない。そのため特にこの間においては渡河地点が道筋を左右するような大きな条件



写真1・107 深沢川上流の地形  
(手前土手下が川底)

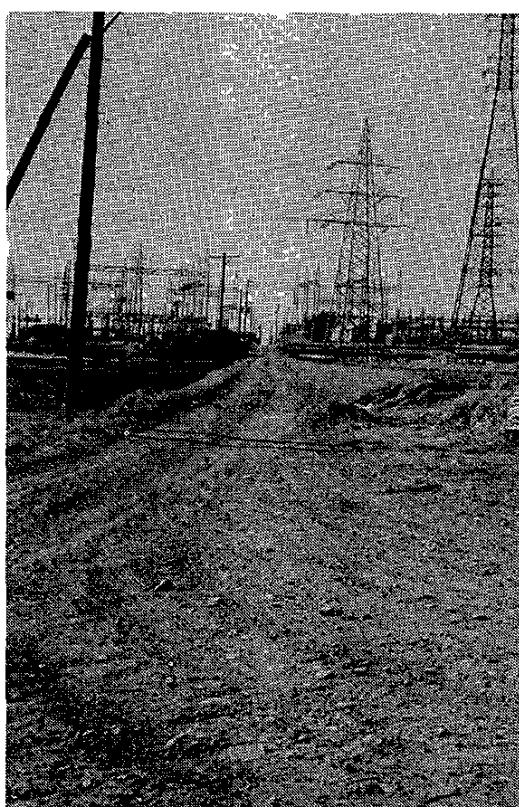


写真1・106 春日街道 (深沢川南)

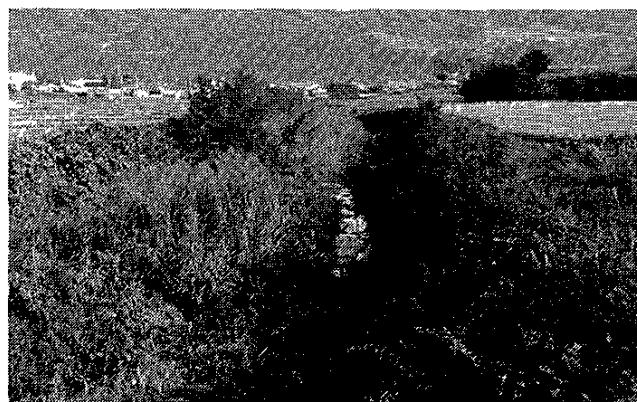


写真1・108 帯無川下流の状況

にはならなかつたのではないだろうか。

### 3 考古学から（遺跡・遺物）

上段筋における遺跡は何か所か確認されている。道筋が扇頂部ないし山麓に設定されているため、各村落内に点在する遺跡を結ぶ道路は当然考えられるのである。しかし遺跡は一時期的なものが多く、長期間続く大きな遺跡は少ない。古墳は一の宮に二基、下古田に三基残っている。いずれも後期の小円墳である。

次に中段筋における状況については、これまでの諸説は異口同音に「水は無く、遺跡は全く見当らない」といわれてきた。しかしそれは未調査時点の考察であり、現在では、中央自動車道や、大規模農道等にかかる調査によって、いわゆる中間地帯にも当時の遺跡が多数存在していたことが明らかになっている。

下段筋における段丘上路線は、各時代の遺跡が絶え間なく並び、最も居住性に富んだ地形であった。また段丘下の沖積面遺跡においては、箕輪遺跡に代表され、この一帯は古代水田の最初の地であり、その面積は南箕輪村にまで広がる広い地域である。同遺跡から出土している木製人形を見る時、それは当時の中央文化そのものであり、中央文化の伝播を如実に物語るものである。この人形は九世紀ころのものと考えられており、中央の文化が東山道を経てこの地に伝つたことを知る上で貴重な資料である。

次に中段、下段筋に關係する重要な遺跡として松島王墓古墳がある。この古墳の築造されたといわれている六世紀後半は、駅制の萌芽期にあたる。この古墳の存在は、當時北部伊那谷において最大の権力者が位置したことを知る確固たる証<sup>あかし</sup>なのである。箕輪町内における過去の発掘調査や立地する遺跡の状況から判断する限りでは、



写真1・109 段丘下の湧水状況（木下養泰寺）

奈良・平安時代における居住地帯や牧馬経営などは河岸段丘上に多く位置し、水田は沖積面にあつたと考えられる。

#### 4 地名から（字名）

箕輪町内において、道という語句を含む字について各コースごとに調べてみた。

上段筋における三村落内の地名

下古田||道端という字一つである。

上古田||幸道・藤内路・山大道・羽広道上・羽広道下・半道

以上六

富田||道上・道下・道見・道下堀畠・道下ニツヤ・中道・

大泉道・道見林・大道東・大道西・大道以上十一

中段筋及び下段筋における各村落内の地名

大出||大道東・大道西・大道下・大道端・春日道上・春日

道下・道合・中道・中道北・山道林上・辻・横道上・山道合以上十四

沢||横大道・山道・山道添・中道以上四

中段筋における現春日街道を大道と呼び、この道の上を大道上、道の下を大道下と呼んでいる。この字が大出村落から深沢川・帶無川を越え、約三kmの範囲に及んでいる。大道の字は各所にあるが、これ程長距離の範囲にわたっている所は他にあまり例を見ない。この道が古くから大道と呼ばれていたことを物語るものではないどうか。

以上四つの角度からそれぞれのコースについて考察してみた。どのコースも長所短所があり、決定できるよう

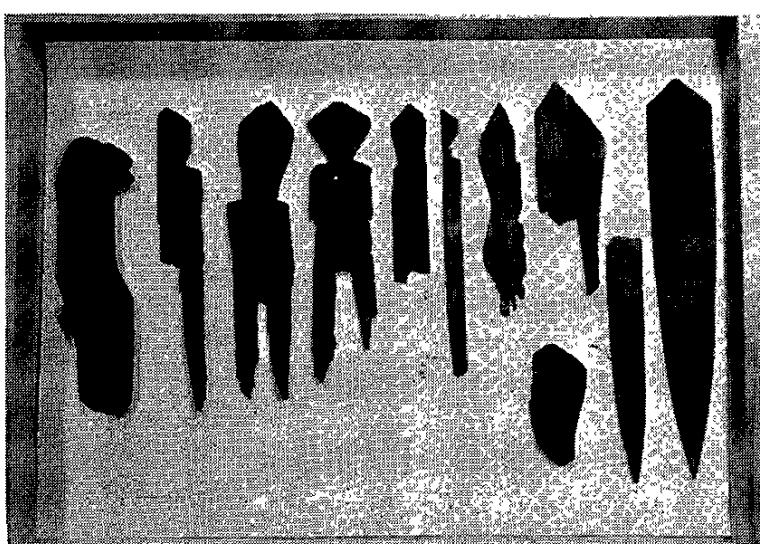


写真1・110 人形・馬形・木串（箕輪遺跡出土）

な条件はないが、迅速を要求された駅制の基本から考えた時、中段の道筋がそれに近いようにも考えられるが、今後十分な検討を必要とするところである。

## 五 深沢駅家

前項においては駅の機能や駅間の道筋について考察した。これらをふまえて、深沢駅の位置や駅戸の集落などについて考えてみたいが、まず深沢の名の出自について笠原政市・小池修兵は次のように示されている。「深沢川は、上古田地蔵岳から出て、上古田・下古田間をすぎ、八乙女付近で桑沢山の前山から流れ出す北の沢川を合わせ、東して松島の追分の北で天竜川に注ぐ。その合流点は対岸の一の沢川の水流に押されているので、古来天竜川の異動が少ないためか、他の押出沢のように扇状地をつくらず、随つて河床の上がることなく、深い流域をなしているので深沢の名が出たものであろう」と記されている。駅名がこの深沢川から出ていると考えるならば、深沢の地名を残す川の周辺をその該当地として推定することも考え方の一つではないだろうか。そこで深沢の名を残した字名を挙げてみると次のようになる。

。上古田地籍||深沢・上深沢・下深沢・深沢日蔭・深沢山御堂  
。下古田地籍||上深沢・中深沢・下深沢・深沢日向・深沢日蔭・上深沢日向

。大出地籍||深沢・深沢北・上深沢・深沢の立(館)・深沢畠  
。下・深沢渡

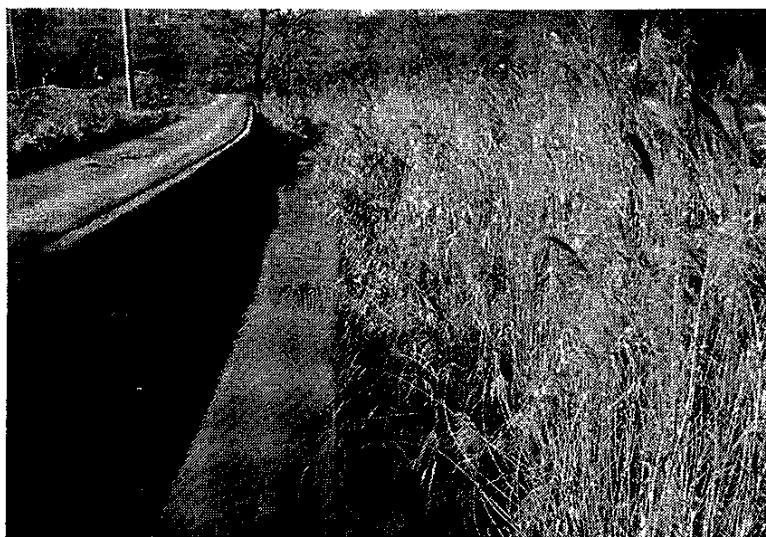


写真1・111 深沢川下流

以上のように深沢の地名は数が多く、これ等は地形や位置から出た名称が多いと思われるが、大出地籍に残っている深沢の立（館）と深沢渡の二つについては他の名称と少し性質を異にしたものと考える。

深沢駅の位置については江戸時代以来、多くの研究者により諸説が挙げられ、論議が交されてきた。その位置を諏訪郡三沢（岡谷市川岸地区）と箕輪町松島北を流れる深沢川沿い周辺とする大まかな位置付けにおいて、まことに異つたが、現在は後者が定説となっている。この深沢川沿い周辺についても推定を試みた人が多く、古くは『伊那誌略』等において中村元恒・堀内元鑑は松島付近にあつたと論じた。栗岩英治は沢村落をあてている。昭和三十年代に入り駅址推定論も活発になり、諸説が発表された。

### （一）沢の西村小路説

沢の西村小路を駅家の跡と推定した篠田徳登は、その概要を次のように示している。

- (1) 経済の中心地であつたと考へる。
  - (2) 沢を主往還が通り、交通面から、また船着場としても条件に恵まれてゐる。
  - (3) 条里の名残りを示す、一ノ坪・二ノ打切などの地名を残してゐる。
  - (4) 地名からみても関連するような古地名を残してゐる（馬塞口・垣外・在家・町屋・古城）。
- また西村小路周辺に史跡が集まつてゐる点からしても、ここを深沢駅址と推定する。

### （二）上古田説

この説は土地の唐沢孟士によつて生まれたものである。村落南を流れる帶無川近くの山裾に駒よせ・ネギ畠・畠の平などと呼ばれる所がある。畠の平は二町歩ほどの平地である。この畠の平に深沢駅址はあつたと主張された。その後、昭和五十七年に深沢駅址の調査で唐沢家をお尋ねした時、唐沢孟士の自筆の原稿が見つかり、それ

によると「自分は山御堂近くの畠の平附近を駅址と考えていた」が、その後駅址推定地として新しい場所を設定したというもので、それは「駅址中心地を村落上の古田神社南とし、そこの湿田地帯を駅田と考え、帶無川を使い川と呼んで、その水を駅一般的の水源」と考えたのである。

### (三) 大田深沢川沿岸中心説

春日街道が深沢川を渡った左岸に接して、道をはさんだ所に、川に沿って東西に長い平地がある。また一段高い北側に、神の木（上の棚）、深沢の立（館）に駅の本部があり、駅戸は台地上の屋敷添いのうちに、駅田は春日道下の東につづく河岸、大脇、山の神、三下り、深沢北にあつたものとする。これは友野良一の大出説の概要である。ここに駅を推定することは、道筋は春日街道筋そのものである。

### (四) 下古田説

下古田は深沢川をはさんで上古田の北東につづく山麓の扇状地で、北側の北の沢川は東流して深沢川に注いでいる。上古田に比べ概して起伏が多い。聚落は北西部に発達し、道路に添うて民家が密集する。台地の中央下段の字佃田からは灰釉陶器の出土あり、そこが古い郷土であることを裏書きする。北方に近くませ口の地字があり、北ノ沢を渡ったところには馬銅場がある（大出地籍）。共に駅馬と何等かの関係があろう。そして佃田、ませ



写真1・112 駅家推定地（上古田説）

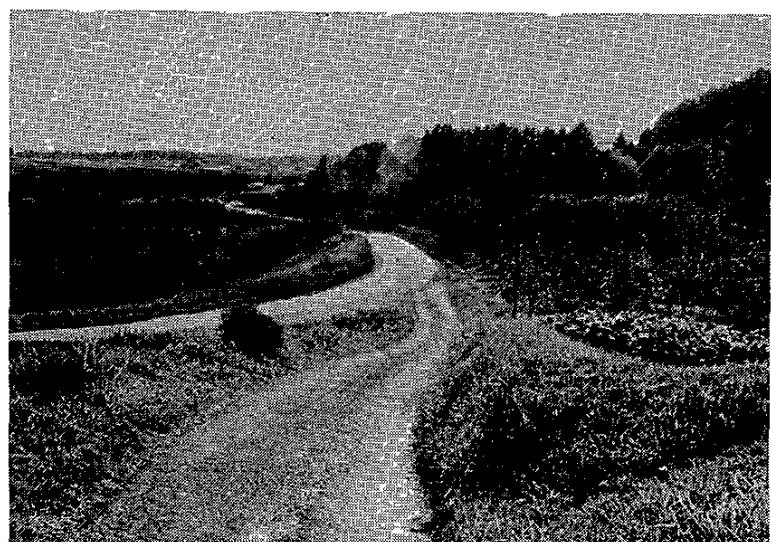


写真1・113 駅家推定地（下古田説）

口の地籍には少規模ながらも南北に通じる進路（おそらくは古道）の東側に、幅三〇間の細径と水路で限られた地割りのあとが明らかに認められる。後に近く高き連山を負うていてから豊富な湧水あり、麓には古く拓けた水田がある。また池の御堂・高御堂・寺田などは、ある時そのあたりに寺堂があつて古い文化を物語る字地であろう。

南部深沢川の谷に近く県道をはさんで、その西方は、今村・待屋で東方は南原である。南原は水田がよく拓け総面積は三町三反歩ほどもある台地上の平地で、その南面は深沢川に望んだ急斜地で、上深沢日向、深沢日向などの地字がある。待屋・今村は道路の西側にあるあまり広くない河に望んだ台地上の平地である。待屋の北方に連なる上段丘麓のひろい傾斜地にも待屋・今村の地字がある。これは後代の拡張地名ではあるまいか。下段の待屋・今村は現在一戸の民家もない荒涼たる原野であるが、上古田唐沢家（唐沢孟士）の古記録によると、その昔今村にあつた聚落が戦国の頃南北にわかれ、上古田・下古田の二村落になつたのだという。これによると今村あたりは上・下古田の故地で、その昔は人家の密集する古田地方の文化の中心であつたと想像せられる。下古田地籍に位置する待屋は、現在こそ人家は廃絶したが、その昔は、人家の多くたちならんどころであつたと解釈すべきである。すなわち下古田の待屋は、深沢川に近い人家密集地で、かつてはこの地方文化の中心であり、また前説の如く、近くにはわずかながらも地割りの痕跡があり、佃田という古水田また柵口など牧関係の地名もあることなどを総合することにより、直接の裏付資料は欠けているけれども、この待屋・今村・南原に深沢駅があつたものと考定する

ことができる。おそらく待屋・今村に駅の本拠、東北地続きの小高い大久保・鋤柄あたりに二、三〇の駅戸あり、駅田は南原の水田地帯にあつたものではないかと思う。要するに深沢川に沿う諸村落中、下古田こそは深沢駅址の有力な候補地として特記されてよい。以上は市村威人の下古田説の概要である。

(昭和三十三年『伊那路』第二巻第八号深沢駅より原文のまま)

#### 五 大出段丘上説

大出は古くは「大井丘」と記され、古代より人々の生活の舞台となっていた。それを裏付けるように昭和四十八年の中央道中道地籍の発掘調査において、当時の大集落の跡が現われたことは記憶に新しいところである。

##### 1 文献上に見える深沢(『延喜式』及び『倭名類聚鈔』)

延喜式は延喜五年(九〇五)藤原時平が勅を奉じて編纂に着手し、延長五年(九二七)に完成した五〇卷となる法典である。その二十八巻兵部省の項に信濃国における上代駅家の各駅名と駅馬の数を示した中に「深沢」を見ることができる。また『倭名類聚鈔』、承平年間(九三一~九三八)においての東山駅の中に「深沢」の駅名を見ることができる。これ等が文献上初見の「深沢」の記載であろう。

#### 2 経済・文化の中心

弥生時代に入り、稻作技術が浸透するにつれ、生活の舞台は段丘下の沖積面に移った。それは言うまでもなく沖積面を利用して



写真1・114 大出下の沖積面

の稲作経営が活発になつて來たからである。箕輪町内を見た時、當時人々は住居を、第二、三段丘上に求め、水田は沖積面の湿地帯を利用していた。このことは天竜川右岸段丘上の発掘調査において確認することができた（上の林・北城・南城・猿楽の各遺跡）。また沖積面の状況は箕輪遺跡において如実に物語つている。大出地籍においても同じく段丘上（現大出村落内）に住居を構え、段丘下（瀬戸内海から沢村落南部の水田地帯）および、深沢川沿岸の低地を水田耕作地帯としたものと考えられる。そこからは多量の米が生産され、それを基盤とする一大経済地帯となり、そこには大きな経済力と権力を持つた集団ができ上つたのである。その証が「松島王墓古墳」である。このように古墳時代後半から奈良時代にかけ、北部伊那谷における経済・政治・文化の中心が、この地にあつたと推定される。

### 3 交通上の要地として

三州街道沿いに位置する大出地区は交通状況（道路状況）においても要地であつたことがうかがわれる。三州街道（国道一五三号線）に次ぐ大道として春日街道がある。春日街道については、道筋や改修された時期、目的などについて諸説があるが、三州街道との交点が大出区内の高橋神社前とすることは定説となつていて。次に高橋神社の西を南北に走る道があり、これを「善光寺道」と言伝えていた。また、高橋神社西南に五交差があり、ここより西北に斜線で北大出薬王寺に通ずる「やくし道」がある。深沢川南の松島地籍には三州街道と岡谷街道に分かれる追分の地点がある。このように交通上からみても一帯は要地であつたことがわかる。

### 4 地名からみた大出

大出に見る地名において最も特徴的なことは「道」が字名に非常に多いことと、「牧」に関する字名が見られることがある。「道」とつく字名は十六か所に上る。（下古田一、上古田六、沢四）次に現春日街道を「大道」として、その上下を大道上、大道下と呼んでいる。大道と呼ばれる道筋を直ちにそれと結び付けることはできなが、大出地籍はいうまでもなく、深沢川、帶無川を越えた南にまで「大道」と呼ばれる地名が続いている事実

は特に注目したいところである。

次に馬や牧に関係すると考えられる地名として、マセ口・柵口、馬銅場等がある。その一つとして春日街道沿で、高橋神社南に約一五〇mの間「マセ口」の地名が続いている。ここなどは厩舎に関する場所ではないだろうか。大出中心地の北から沢村落上にかけて「柵口」があり、そこから山麓までなだらかな傾斜面が三km余続いている。そこには「馬銅場」と呼ばれる地名が残っている。これ等のことから推測し、一帯で牧場経営がされたことが考えられる。ここで育てられた馬が、駅馬に使われたと考えたい。馬の生産と使用が近世まで続いたことを物語るようすに大出区内には馬頭観音が多い。

次に大出区内に伝わる古地名（古代・中世的な感じのするもの）として、在家・熊野・屋敷添・古城・郷士久保・古宮・御嶽・民部・丁ノ田・町屋・家門平・大脇・蔵屋敷・里小屋などが残っている。これ等の地名から推察して、この地が古くから栄えた場所で、豪族などの興亡があつたことを物語っている。次に注目される字名として、深沢渡と呼ばれる所が二か所ある。

一つは三州街道が深沢川を渡る地点で、川の最下流に位置している。他は、春日街道が渡河する付近である。二か所共に大きな道が川を越す場所が地名として残った所である。

### 5 考古学上から見た大出

大出地区における考古学的の考察は、中央道地籍の「中道・堂地」遺跡発掘調査において集約されている。遺跡は奈良時

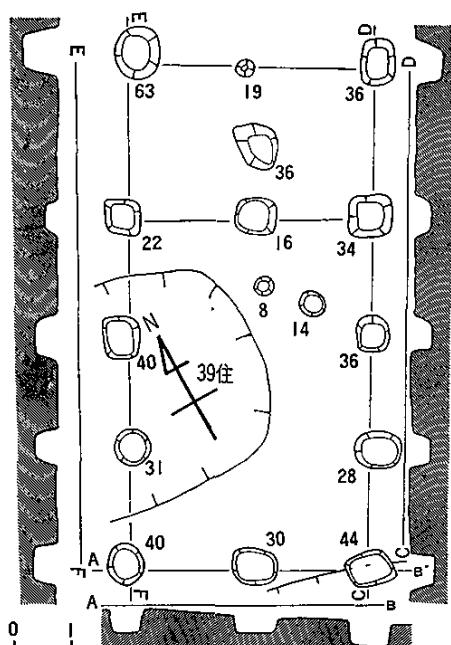


図1・214 柱列状況実測図

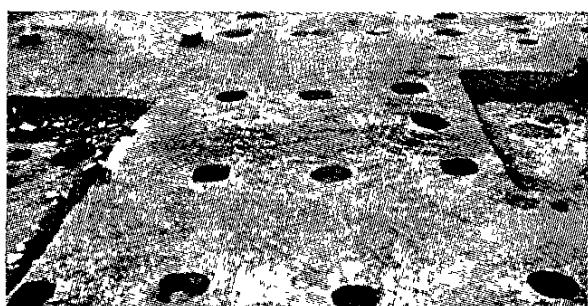


写真1・115 中道遺跡柱列状況

代末から平安時代にかけての集落が中心で、その遺跡規模は伊那谷の中央道関係遺跡では最大であるとされている。その遺構や遺物においても馬や牧に関係があるものが随所に現われている。遺跡の時期は、奈良時代に始まり、平安時代中期に最盛期に達し、後期には消滅している。このことは駅制の発達過程とほぼ同調し、集落の最も大きくなつた平安時代中期を境として駅制も衰退している。これは集落の状況が駅制の盛衰と平行しているようしさえ感じるのである。次に遺跡中より出土している遺物において特に注目されるものが多い。中道遺跡第二〇号住居址からの遺物中に馬具（轡金具・尾錠）が存在していることである。この住居址は平安時代初頭に位置付けられており、住居址から馬具が出土した例としては県内最古とされている。また、奈良時代に位置付けられる第五号住居址からは奈良三彩小壺蓋が出土地していいる。祭祀遺跡では発見されるが、住居址から出土した例とし

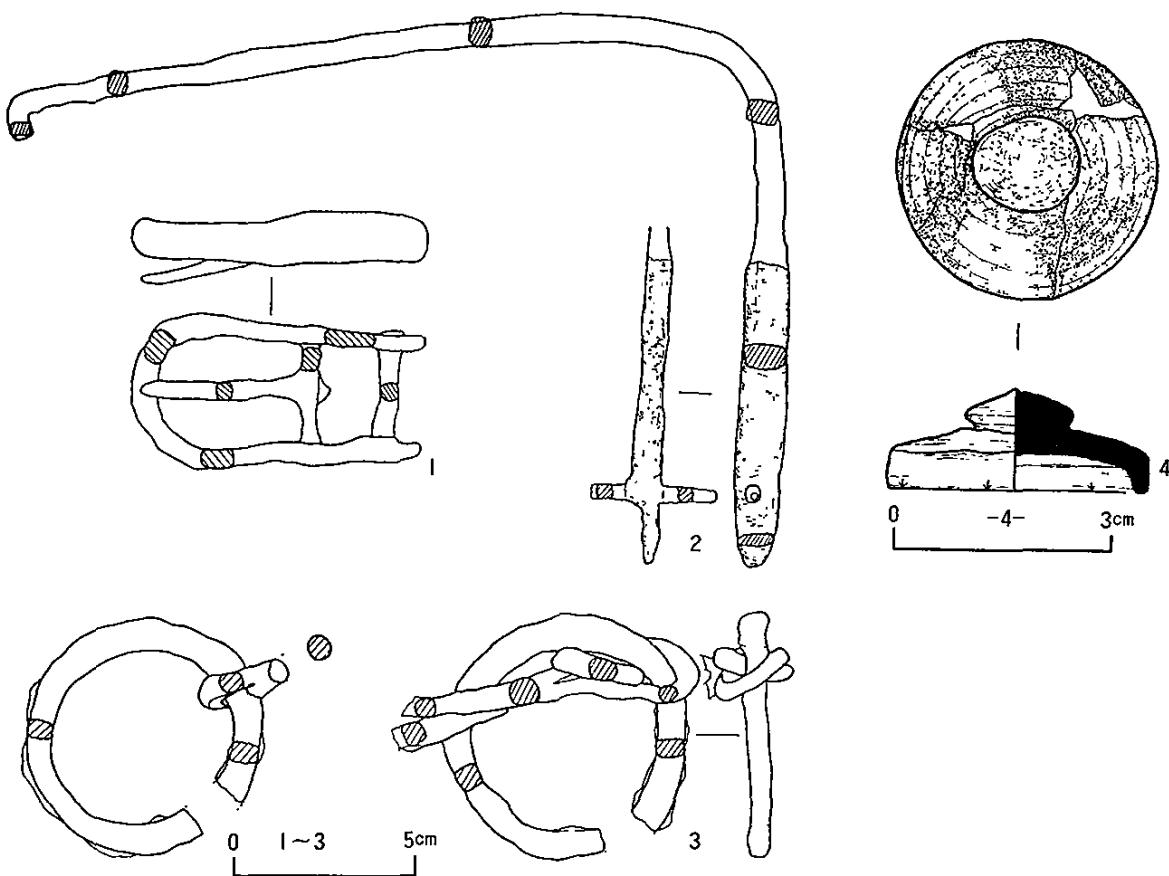


図1・215 中道遺跡出土遺物

ては県内で二例のみである（昭和四十八年時において）。次に数多い掘立建物址は厩舎や倉庫ではないかと考える。遺跡は調査された範囲のみでないことは当然で、深沢川に沿って東西に広がると考えられる（遺物は分布している）。

## 6 水田（駅田）の位置

現在は西天竜水路の開通によつて段丘上一帯は美しい水田になつてゐる。当時の地形から考え水田可能な場所は、深沢川に沿つた東西に長い地籍と、段丘下の沖積面が考えられる。深沢川面には「丁ノ田・二段田」など地割りに関する古地名が残り、古くから水田であつたことが推測される。沖積面は湿地帯であつたと思われ、一帯は沢村落の南にまで続くかなり広い面積である。段丘下から出る豊富な湧水は現在も水田に利用されている。地続きには一の坪の地名も残り、古田地帯である。この二か所が駅田の候補地である。

以上の内容を総合的に判断して、大出段丘上を中心とした一帯に深沢駅址を推定した（この説は『伊那路』第二七卷第三号柴登巳夫による）。

以上のように東山道の道筋及び駅家の所在地の推定は、長い間に諸説が掲げられている。道筋は大別して上・中・下段の三路線が、また駅家跡としては山麓寄りの上段か、河岸段丘付近のいわゆる下段の二通りではないかと考える。それぞれにその根拠を考察する時、捨て難いものがある。東山道の配備された性格を考えながら、今後さらに検討しなければならない。

## 第七節 仏教美術

### 一 無量寺の阿弥陀如来座像と脇侍

無量寺は山号を西光山といい、後堀川天皇元仁元年（一二二四）亨賢和尚の開基創建によるもので、七五〇年余を経ている真言宗高野山派の寺である。本尊は薬師如来である。元仁元年といえば鎌倉幕府の実権が執権である北条氏の手に移り、北条泰時が大軍を率いて京に上った承久の乱から三年後である。この無量寺には造立以来千余年といわれる国指定の重要文化財阿弥陀如来像が安置されていることから、寺は元仁元年以前からあつたのではないかとされ、阿弥陀如来を守護するための別当寺であったことがうかがわれる（『無量寺しおり』）。

#### （一）阿弥陀如来座像

**像内銘** この像は大仏師僧覺有・僧永範の作で、像内背部には様式、書体とも平安時代の特徴を持つ次の墨書きある。

（像内墨書き）

藤原忠成 源入道 僧弁仁 源宗直 散位矢作菊貞

藤原忠吉 藤原氏 藤原吉高 藤原行平

藤原依助 藤原守直 藤原助高 藤原高房

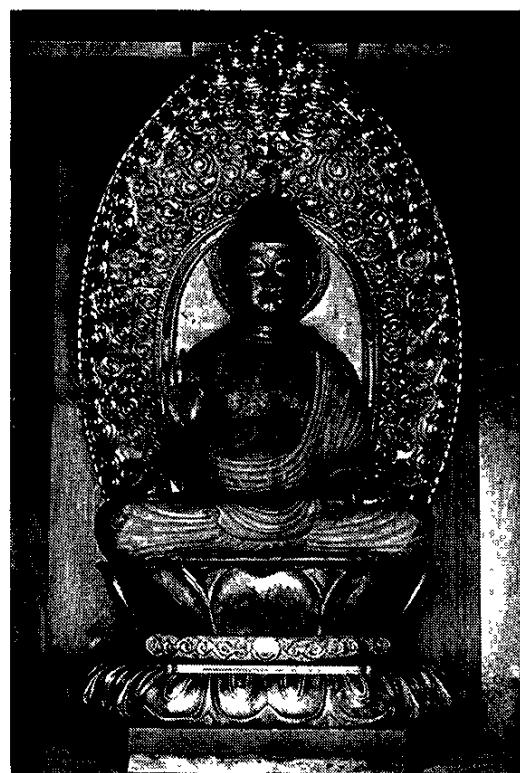


写真1・116 無量寺阿弥陀如来座像



写真1・117 無量寺阿弥陀如来座像胎内銘

僧増覚	僧長助	僧龍巖	僧蓮浪	藤原氏	藤原氏
藤原氏	藤原一王	藤原三郎	藤原四郎	藤原乙御前	
平行方	平安高	藤原忠助	藤原忠家	藤原為安	
藤原忠長	源高清	源家包	藤原未清	藤原行未	
大仏師	僧覚有	僧永範			

(注) 結縁名末行中の「未清」「行未」の「未」は、当代の慣行では「末」である。

結縁諸衆中に藤原氏の名の多いのは、この付近一帯は藤原氏と関係の深い落原庄とよばれる莊園であったからと

考えられる。

なお像の膝裏には左記の墨書修理

銘がある。

信州伊那郡落原庄小河内無量寺  
□光修理仕候同小僧阿本房大□公  
于時享徳四年乙亥十月上旬 □僧  
右京左京  
子熊子

これは落原庄に重要な史料であることは、前記落原庄で述べたとおりである。

形 状 螺髮切子型、肉髻珠、白毫相をあらわす。納衣は左肩を蔽

い、右肩に少しかかる。左手膝上に掌を上にしておき、右手は臂をまげ掌を前に向けて立て、それぞれ第一、二指を捻じる（上品下生印を結ぶ）。右足を外に結跏趺座する（あぐらをかく）。

### 法量

像高	一一三・三cm	頂～頸四二・五cm
面長	二三・三cm	面幅二三・二cm
膝高	右一八・四cm 左一七・五cm	耳張二九・二cm 膝張九四・五cm 臂張六五・五cm 坐奥六二・五cm

### 品質・構造

ヒノキ。漆箔。螺髮（彫出）彩色。肉髻珠木（嵌入）胡粉彩。白毫木（嵌入）朱彩。

頭、体幹部は左肩部を含めて堅一材かり彫出す。頭・体を通じ、両耳後を通る線で前後に割矧はぎ、左肩部を含む体部左側面を割矧いで、大きく内刳くを施し、さらに頭・体を三道下で割矧ぐ。右腕は肩・臂・手首で矧ぐ（肩はあるいは割矧か）。足部は横木一材製で内刳を施し、この上にのる左下脇部の上半を矧ぎ、左手首を挿込みとする。裳先後二材矧。

文部技官倉田文作氏は上伊那仏像彫刻の概説（『上伊那誌歴史篇』所収）で、次のように所見を述べている。

「無量寺像は残念なことに造像の年紀をしるしていないが、幸いに大仏師僧覺有、僧永範の作者名が判明している。これ等の作者は、他に作例を残していないが、この阿弥陀座像は、この頃の他の作例に比べて寄木の材が厚手で、従つて刀の入りも深く、総体に彫り口がつよい。特にその面相には異色があり、切れ長の、しかもやや大きめに開いた両眼と小締りな両頬は童顔ともいうべき表情を示し、その唇には微笑をうかべるかの如き生色がある。特に比較的大きめな頭部を細目の三道で支えてるので、よけいに子供に似た体貌を示し、作風に個性がある。この頃のいわゆる都作は材を薄くし作風に個性を欠いてやさしく温雅な、いわゆる定朝様として受取られている一つの定型を外れることがないのをみると、この無量寺像はむしろ古風で、作者覺有・永範は個性的な腕の持ち主であつたことは確かであるが、やはり地方作家であつたことは否めない」



写真1・118 無量寺聖観音立像  
(脇侍)

**構造** 頭部一材、首柄くびほせで体部に挿入れる。躰部一材で背から腰下にかけて背板をつけ、内剗うちくいとする。両手臂先矧付け、天衣臂ひじからの垂下部矧付け(但し後補)。足先矧付け。

右のような作風上から平安時代後期の制作と認められ、昭和九年国宝に指定された。その際の修理で、各矧目のゆるみを締め、地付部の朽損を補修し、裳前方材を新補している。

（）阿弥陀如来脇侍

脇寺の観音・地蔵両菩薩については、昭和五十四年十月二十三日に米山一政県文化財審議会委員（仏教美術）の調査鑑定を受けた結果、両像とも阿弥陀像と同様平安後期の作であることが認められた。詳細な調査資料を左に記す。

1 聖観音立像

**品質** ヒノキ材、一本造、漆箔うるしほり、彫眼

**形状** 立像、垂髪、天冠台てんかんたいを付け、髪際は一文字、地髪正面毛筋彫り、右手臂をまげ胸前で掌を前方に向け、第一・二指を捻じ、左手臂をまげ第一・二・三指を捻じ物を把る形とする。天衣、条帛をつけ両臂から天衣を腰の両側に垂下し、裳もをつけ一段折返しとし、両足を揃えて立つ。



写真1・119 無量寺地蔵菩薩立像 (脇侍)

法量	像高	一三五cm	頂	頸
二九・一cm(宝髻含む)	像高	一三五cm	頂	頸
頂	頸	一〇・七cm	髮	
際	頸	一三・四cm	面	
奥	一七・六cm	肩張	二	
九・五cm	胸厚	二〇・		
七cm	肘張	四二・四cm		
腹厚	二三・八cm	裾張		

調査所見によると頭部一材づくり、首柄で躰部に挿入れ。肘から垂下する天衣が後補で大分に美像の形容を損じているが、構造において頭部一材で躰部も内刳りを施して背後を付するなど、古式の手法をとっている。垂髻は太めで高くなく、天冠台の形、髪際を一文字に容貌おだやかで、肩の張りや胴の締りも見事である。裳の折返しを一枚とし、正面を左右相称とし、彫口は浅く平易で、裾が扁平で魚のような形状をとるなど、平安時代後期（藤原時代）の特徴を示している像である。

## 2 地蔵菩薩立像

品質 ヒノ木材、寄木造、漆箔、彫眼。  
 形状 立像、円頂、衲衣通肩、袈裟けさをつけ、両手臂をまげ、右手五指を捻じて錫杖しゃくじょうを把り、左手掌を仰げて宝珠を捧ぐ。両足は揃えて立つ。

### 第3章 古代の箕輪

**構造** 頭部は一材で、首柄で躰部に挿入れる。躰部前後にて矧寄せ、両肩先矧付け、手首先を矧付ける。背部左腰に縦一五cm、横一四cmの背板を付ける。足先矧付けとする。胡粉地彩色とする。彩色は剥落している。左人指ゆび、小指先僅かに欠失する。

**法量** 像高一二九・五cm 頂く頸二二・〇cm 面幅一四・二cm 耳張一四・五cm 面奥一六・六cm 肩張三〇・八cm 胸厚一九・八cm 臂張四一・五cm 腹厚二一・七cm 裾奥一五・二cm

**作者** 不明

**年代** 平安時代末期

像は頭部一材づくり、首柄で躰部に挿入れ、体部において前後矧ぎ、両肩先を矧付ける方式の構造で、平安時代初期から行なわれた一本造りに、初步的な寄木造りの手法を用いており、彫眼も府瞰せずに前方を直視し、肩の張り、胸の厚みも大きくて量感に富み、裳裾が扁平で横の断面が舟形、あるいは魚のような形状をとり、且つ衣文の褶襞に平安時代の初頭に盛行した翻波式衣文の名残りがあるが、彫口を平易とするところは、平安時代後期の作と思われる。なお錫杖、後背は後に作ってつけたと解される。

両菩薩とも宝暦四年（一七五四）に修理が行なわれた。それについて寺には次の文書がある。

一 古仏立像 御丈四尺五寸 観音像仕様地蔵尊と同断 台後光共  
代金三両貳分也

右之通り隨分念入堅地ニ仕立見事可仕候 以上

宝暦四年戊午二月

飯田大横町

大仏師法橋了慶門弟

井出右兵衛印

宝暦の塗装により、著しく尊容を損じたのがおしまれる。

